

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
市民文化部文化国際課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成25年12月4日から平成26年1月9日まで
- 4 監査期間 平成26年1月10日
- 5 監査対象年度 平成24年度
- 6 監査対象事項 出納その他の事務
- 7 監査方法 関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理及び財産管理等は適正に行われているか、財務諸表は適正に表示されているかに重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質問等により行った。
また、所管所属に対し、出資団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかに重点をおいて、監査調書に基づく質問等により行った。

第2 監査対象の概要

- 1 設立年月日 平成20年4月1日（平成25年4月1日 公益財団法人に改組）
- 2 基本財産及び出捐者（平成25年3月末日現在）
 - （1）基本財産 200,000,000円
 - （2）出捐者 四日市市（全額）
- 3 役員数及び職員数（平成25年11月末日現在）
 - （1）理事 10名
 - 理事長 小菅 弘正
 - 副理事長 武内 彦司（四日市市副市長）
 - 常務理事 新谷 裕俊（四日市市派遣）
 - その他理事 7名
 - （2）監事 2名
 - （3）評議員 10名
 - （4）職員 28名（兼務役員を含む、うち市派遣職員3名）
- 4 事業内容
 - （1）文化・芸術の振興に関する事業
 - （2）国際交流・多文化共生の推進に関する事業
 - （3）スポーツ及びレクリエーションの増進に関する事業
 - （4）都市施設の管理及び都市環境の維持保全に関する事業
 - （5）四日市市及び市民等と連携・協働したまちづくりに関する事業

- (6) 四日市競輪に関する受託事業
- (7) まちづくりの推進のために必要な人材の派遣事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 決算の状況

平成 2 4 年度、平成 2 3 年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書は次の各表のとおりである。なお、各表は、当法人作成の「決算報告書」から転記したものである。

(1) 比較貸借対照表

科 目	平成 2 4 年度	平成 2 3 年度	対前年度増減額	増減率
	円	円	円	%
資産の部				
1 流動資産	389,443,763	336,938,357	52,505,406	15.6
現金	2,899,826	1,539,467	1,360,359	88.4
普通預金	232,755,128	207,567,541	25,187,587	12.1
定期預金	20,000,000	12,003,200	7,996,800	66.6
未収金	133,057,785	107,087,704	25,970,081	24.3
前払金	350,202	1,799,440	1,449,238	80.5
有価証券	0	6,500,000	6,500,000	皆減
貯蔵品	362,822	423,005	60,183	14.2
保証金	18,000	18,000	0	0.0
2 固定資産	1,797,000,607	1,857,791,381	60,790,774	3.3
(1)基本財産	200,000,000	200,000,000	0	0.0
投資有価証券	200,000,000	200,000,000	0	0.0
(2)特定資産	403,374,594	429,883,072	26,508,478	6.2
退職給付引当資産	248,117,391	268,426,369	20,308,978	7.6
減価償却引当資産	35,084,598	35,084,598	0	0.0
修繕引当資産	117,711,950	113,711,950	4,000,000	3.5
備品購入引当資産	2,460,655	2,660,155	199,500	7.5
受入保証金	0	10,000,000	10,000,000	皆減
(3)その他の固定資産	1,193,626,013	1,227,908,309	34,282,296	2.8
土地	166,512,807	166,512,807	0	0.0
建物	965,069,323	995,402,402	30,333,079	3.0
構築物	56,696,234	60,505,748	3,809,514	6.3
車両運搬具	703,149	885,134	181,985	20.6
什器備品	4,293,014	4,250,732	42,282	1.0
電話加入権	351,486	351,486	0	0.0
資産合計	2,186,444,370	2,194,729,738	8,285,368	0.4
負債の部				

1 流動負債	129,375,983	80,401,975	48,974,008	60.9
未払金	101,693,498	62,932,320	38,761,178	61.6
前受金	7,063,038	6,340,627	722,411	11.4
仮受金	31,120	1,750	29,370	1,678.3
預り金	20,588,327	11,127,278	9,461,049	85.0
2 固定負債	283,201,989	429,883,072	146,681,083	34.1
退職給付引当金	248,117,391	268,426,369	20,308,978	7.6
減価償却引当金	35,084,598	35,084,598	0	0.0
修繕引当金	0	113,711,950	113,711,950	皆減
備品購入引当金	0	2,660,155	2,660,155	皆減
受入保証金	0	10,000,000	10,000,000	皆減
負債合計	412,577,972	510,285,047	97,707,075	19.1
正味財産の部				
1 指定正味財産	200,000,000	200,000,000	0	0.0
基本財産投資有価証券	200,000,000	200,000,000	0	0.0
(うち基本財産充当額)	(200,000,000)	(200,000,000)	(0)	0.0
2 一般正味財産	1,573,866,398	1,484,444,691	89,421,707	6.0
(うち特定資産充当額)	(120,172,605)	(0)	(120,172,605)	皆増
正味財産合計	1,773,866,398	1,684,444,691	89,421,707	5.3
負債及び正味財産合計	2,186,444,370	2,194,729,738	8,285,368	0.4

(2) 比較正味財産増減計算書

科 目	平成24年度	平成23年度	対前年度増減額	増減率
	円	円	円	%
一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益 A	944,668,695	909,868,495	34,800,200	3.8
基本財産運用益	2,100,000	2,100,000	0	0.0
特定資産運用益	476,150	936,515	460,365	49.2
受取会費	1,949,000	1,877,000	72,000	3.8
事業収益	679,481,196	664,188,604	15,292,592	2.3
管理収益	15,241,000	15,827,000	586,000	3.7
受取補助金	234,781,696	211,444,372	23,337,324	11.0
雑収益	10,639,653	13,495,004	2,855,351	21.2
(2) 経常費用 B	975,623,593	948,042,846	27,580,747	2.9
事業費	930,376,470	848,371,748	82,004,722	9.7
文化振興事業費	420,148,303	396,866,455	23,281,848	5.9
国際交流事業費	34,975,511	34,785,315	190,196	0.5
まちづくり振興事業費	313,148,357	272,843,725	40,304,632	14.8

霞ヶ浦振興事業費		162,104,299	143,876,253	18,228,046	12.7
管理費		45,247,123	61,824,064	16,576,941	26.8
減価償却費		0	37,847,034	37,847,034	皆減
当期経常増減額	C=A-B	30,954,898	38,174,351	7,219,453	18.9
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	D	0	0	0	0.0
(2) 経常外費用	E	0	0	0	0.0
当期経常外増減額	F=D-E	0	0	0	0.0
一般正味財産への振替額	G	120,376,605	0	120,376,605	皆増
当期一般正味財産増減額	H=C+F+G	89,421,707	38,174,351	127,596,058	334.2
一般正味財産期首残高	I	1,484,444,691	1,522,619,042	38,174,351	2.5
一般正味財産期末残高	J=H+I	1,573,866,398	1,484,444,691	89,421,707	6.0
指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	K	0	0	0	0.0
指定正味財産期首残高	L	200,000,000	200,000,000	0	0.0
指定正味財産期末残高	M=K+L	200,000,000	200,000,000	0	0.0
正味財産期末残高	N=J+M	1,773,866,398	1,684,444,691	89,421,707	5.3

(3) 比較収支計算書

科 目	平成24年度	平成23年度	対前年度増減額	増減率
	円	円	円	%
収入の部				
1 基本財産運用収入	2,100,000	2,100,000	0	0.0
2 特定資産運用収入	476,150	936,515	460,365	49.2
3 会費収入	1,949,000	1,877,000	72,000	3.8
4 事業収入	679,481,196	664,188,604	15,292,592	2.3
5 管理収入	15,241,000	15,827,000	586,000	3.7
6 補助金等収入	234,781,696	211,444,372	23,337,324	11.0
7 雑収入	10,644,153	10,759,849	115,696	1.1
8 特定預金取崩収入	40,089,520	2,735,155	37,354,365	1,365.7
当期収入合計	984,762,715	909,868,495	74,894,220	8.2
支出の部				
1 事業費支出	918,006,769	844,371,748	73,635,021	8.7
2 管理費支出	36,742,356	38,622,140	1,879,784	4.9

3 特定預金支出	23,581,042	27,201,924	3,620,882	13.3
4 固定資産取得支出	2,901,150	1,714,010	1,187,140	69.3
当期支出合計	981,231,317	911,909,822	69,321,495	7.6
当期収支差額	3,531,398	2,041,327	5,572,725	273.0
前期繰越収支差額	256,536,382	258,577,709	2,041,327	0.8
次期繰越収支差額	260,067,780	256,536,382	3,531,398	1.4

第3 監査の結果

「公益財団法人四日市市文化まちづくり財団」の出納及びその他関連する事務並びに所管所属の当法人に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

(1) 金銭等の保管について

金銭等の保管において、次のとおりの事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

- (ア) 普通預金への入金、日計表に記載されていなかった。
- (イ) 金種別現金有高表に訂正印が漏れていた。
- (ウ) 預金保護（決済預金）の措置がされていなかった。
- (エ) 駐車券受払簿において、訂正印漏れや鉛筆による記入、また受入枚数が記載されていなかった。
- (オ) 平成24年度（下半期）金券等残高確認書において、切手残高額の種別内訳表の記載が誤っていた。
- (カ) 切手受払簿について、月ごとの集計がされていなかった。また、額面金額ごとの枚数による現在高管理がされていなかった。
- (キ) 駐車券受払簿について、月ごとに集計されていなかった。
- (ク) 補助元帳で管理し、現金出納簿が作成されていなかった。
- (ケ) 金銭管理表において、砂消しで字句訂正していた。また、訂正印が漏れていた。
- (コ) 喫茶（50,000円）食堂・売店（30,000円）の金銭管理表が作成されていなかった。また、月末での確認がされていなかった。
- (サ) 金券（切手・収入印紙・市営駐車場駐車券）について、受入時や払出時の確認印や月末での確認印が漏れていた。

(2) 領収証用紙について

領収証用紙について、次のとおりの事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

(ア) 領収印が押印された書き損じがあった。

(イ) 領収証用紙に通し番号が記載されていなかった。

(ウ) 領収証用紙(金額、相手先未記入)に公印を押印したものを保管していた。

(3) 支払事務について

委託料の支出において、契約書と請求書の日付が漏れていた。また、見積書・契約書と請求書の印が異なっていた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認すること。

【市民文化部文化国際課】

特になし

2 意見

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

(1) 施設の利用促進等について

ア 四日市市文化会館は、施設平均利用率が横ばいとなっている。利用者のニーズや満足度を的確に把握し、リピーターの確保など利用率の向上に取り組むことで、一層の利用料収入の増加を図ること。 【改善事項】

イ 伊坂ダムサイクルパークは、利用者数、収入とも減少が続いている。利用者のニーズに応じた遊具の導入、利用度が高い種類の自転車の充実などを行いPRすることで、ダムへの来場者のなかからの一層の利用者の掘り起こしを図ること。 【改善事項】

ウ 霞ヶ浦会館は、競輪参加選手の宿泊のほか、運動施設利用者の合宿、企業等の宿泊研修、会議場などとして利用されているが、会館内の喫茶収入は、立地的に目に付きにくいことも影響して減少を続けている。費用対効果も考慮しつつ、PRの方策を立案すること。 【改善事項】

エ 賃貸住宅及び賃貸店舗は、建築後40年余が経過し、老朽化が進んでいる。一方、郊外には大規模ショッピングセンターがいくつか立地するなど、社会経済情勢も変化してきている。修繕経費を負担して当該施設を再構築することで、今後も収益源として見込めるか、十分に検討すること。 【要望事項】

(2) 預金口座の整理について

当法人は4法人の事業を発展的に継承しており、管轄する事業も多岐にわたり、施設も市内各所に所在している。そのため預金口座も多くなっているが、管理の簡素化を図るため口座数を必要最小限に整理すること。 【改善事項】

(3) 事業のマネジメントについて

文化振興事業をはじめ本市が実施する事業と当法人の事業について、開催時期や内容が重複することのないよう、計画段階から整合を図るとともに、経営意識を持って事業結果を検証・チェックし、事業の縮小・廃止、また発展的な集約などのマネジメントを行うこと。 【要望事項】

(4) 決算の適正性の確保について

現金の実査が行われていない、備品台帳が整備されていない、固定資産のたな卸の報告書が作成されていない、一部の引当金の考え方が明確でないなど、決算数字の根拠が脆弱かつ不明確である。決算の適正性を確保し、経理部門が決算数値の保証をするため、次の点について見直しを行うこと。

ア 現金実査、保有資産のたな卸などを厳正に実施し、その記録を文書として残すこと。

【改善事項】

イ たな卸の報告書を作成する固定資産管理責任者と、報告書の提出先である会計事務責任者が、いずれも事務局長となっている。内部牽制が働くよう経理規程を改正すること。

【改善事項】

ウ 引継いだ退職給付引当金や、事業収入や経費の戻り等に計上することが適切と考えられるものが、すべて雑収入に計上されている事例が見受けられた。勘定科目及び取扱要領について見直しを行い、勘定科目区分の適用基準をより分かりやすくしたり、勘定科目を見直し整理すること。また、担当者の経理知識レベルの向上を図ること。

【改善事項】

エ 四日市市土地開発公社等からの退職給付引当金の引継ぎの仕訳で、雑収益と退職給付費用の勘定科目を計上した仕訳を行っている。費用計上は引継ぎ元ですで行われており、引継ぎ時は、(借方)未収金/(貸方)退職給付引当金、のみの計上とすべきである。

【改善事項】

オ 当年度において、引当金の算定基礎が明確でないという理由で、修繕引当金(1億1,771万円余)と備品購入引当金(246万円余)を突然に一般正味財産に振り替えているが、次の4点を注意し改善すること。

【改善事項】

(ア) 会計処理の継続性の原則に反するものであり、決算書にその変更内容の説明を付記すること。

(イ) 4法人からの引継ぎ時の確認を怠っていることを反省すること。

(ウ) 仕訳は、一般正味財産に直接に振替えるのではなく、(借方)修繕引当金/(貸方)修繕費、とすること(自動的に一般正味財産の増となる)。

(エ) 数値に根拠がないので消去したはずの引当金の金額が、特定資産の修繕引当資産と備品購入引当資産の金額としてそのまま計上されているのは、論理矛盾していること。

(5) 契約事務能力の向上について

工事や委託業務などの契約にあたり、契約条項を精査できる法的専門能力、業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格を精査するための原価計算能力について、職員の資質向上を図ること。

【改善事項】

(6) 基本財産について

当法人は本市が2億円の基本財産の100%を出捐しており、現在はそのすべてが国債で運用されているのみである。基本財産の運用については、市民に対する説明責任を負うものと考えられ、資金の効率的活用の観点からも、当法人の活動を直接サポートする資産への投下など、さらに活性度の高い運用について検討し、市民に説明する必要がある。

【要望事項】

(7) 内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、事務局内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。事務局長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性の意識を職員に定着させ、確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェック体制の強化などを行い、内部事務管理の改善を図ること。

【改善事項】

【市民文化部文化国際課】

(1) 当法人の経営に対する指導監督について

ア 当法人に対しては、本市から事業委託、指定管理、補助金など多くの業務に伴う経費が支出されているが、個別事業ごとに金額の詰めは行われても、全体の事業や会計管理等を指導・調整する機能は不在である。当法人の財政状態を全体的に把握し、本市からの支出額が、当法人の運営及び費用対効果の観点から適正かを見極めることができる体制を確立すること。

【改善事項】

イ 当法人に対しては、本市から副市長と市民文化部長が理事に就任するほか、職員の派遣も行っている。100%出捐している以上、本市の施策の方向と当法人の事業推進の整合性を保ち、整然とした当法人の活動の実現につながるよう、適切かつ精緻な指導監督を徹底すること。

【要望事項】